

2020. 9.9 松山地裁、裁判の報告 肱川水害訴訟連絡会

国から今回の訴訟について書面が提出されましたので、検討しました。

誠実に対応しているのかと思うくらい、ひどい国の主張です。

<国の主張その1>

流入量よりも放流量が少ないにもかかわらずダムの貯水位が下がっているように記録される箇所が生じるのは、ダムの貯水位はリアルタイムで直接計測して表示できるのに対し、ダムへの流入量は直接計測することができないため一定時間当たりの貯水位の変化に基づく計算式から算出して表示されるという取扱いの違いなどによるものである。（9頁から抜粋）

弁護団の検討

何ら答えになっていません。流入量が計算式に当てはめて算出しているのはわかっていることです。私たちが問題にしているのは、異常洪水時防災操作の際の流入量が計算式に当てはめて算出した数字と異なっていることです。異常洪水時防災操作の前後の時間においては、計算式に当てはめて算出された数値になっているのに、異常洪水時防災操作の際の数値だけが違うのはおかしい。この疑問に何ら答えるものではありません。

<国の主張その2>

異常洪水時防災操作は、ダムの操作規則等に基づき、ダムが満水に近づいた場合に放流量を流入量に近づける操作であり、それ自体が必ずしも危険な操作であるとはいえない。ダムが満水に近づいており、洪水を調節する量が少なくなっていることから、大きな流入量が継続すれば、下流河川の水位が上昇する可能性があるが、それが直ちに下流住民の危険につながるわけではない。（10頁から抜粋）

弁護団の検討

異常洪水時防災操作は、放流量を急激に増やすものであり、激流を招き、下流域住民に危険を及ぼすものです。このことは、平成30年の放流による被害を見れば、明らかです。それをあえて「直ちに下流住民の危険につながるわけではない。」というのは、異常洪水時防災操作の危険性に対する認識の欠如といえます。それが直ちに下流住民の危険につながるからこそ、ダム所長が「異常洪水時防災操作をします。」とその時間を連絡しているのです。

<国の主張その3>

また、平成17年9月洪水の際の野村ダムの事前放流は、野村ダム操作規則等の定め枠内で実施されたものであり、野村ダム操作規則に規定されていない操作を行ったものではない。（17頁から抜粋）

弁護団の検討

事前放流について、操作規則上、「事前放流」という文言はどこにもなく、操作規則の洪水調節の規定の中には事前放流を予定した規定すらない。ということは、正しい規則の解釈からは、操作規則に規定のない放流をしたと言わざるを得ません。ダム側が事前放流の根拠としているのは、工事などのために貯めていた水を流す場合について定めた規定であり、洪水調節としての事前放流の根拠となるものではありません。

平成30年の事前放流について、「操作規則にはなかったが行った。」と四国地方整備局は言っています。操作規則をそのまま運用したのでは豪雨に対応できないとして、操作規則に規定のない事前放流を行うことができるのであれば、事前放流の放流量についても、操作規則に規定されている毎秒300トンでは対応できないわけだから（異常洪水時防災操作が不可避であると通知していることは、そのことを示していると言える）、毎秒300トンより放流量を毎秒600トンぐらいまでに上げ

るべきであった。

<国の主張その4>

平成8年の両ダムの操作規則の変更は、中小規模洪水に対してより多くの洪水をダムに貯留することができる操作規則としたものであり、「大規模洪水に対応できない操作規則」にしたものではない。また、これらの操作規則の変更が平成30年7月豪雨における水害を引き起こしたわけではない。（19頁から抜粋）

＊弁護団の検討＊

平成8年改正の操作規則が大規模洪水に対応できなかったことは明かです。だから、あれだけの被害が生じたのです。流入量が増えても毎秒300トンの放流しかしない操作規則が原因であることは、多くの学者が指摘しているだけでなく、素人でもよく分かります。

<国の主張その5>

河川法48条、特定多目的ダム法（以下「特ダム法」という。）32条並びに野村ダム操作規則26条及び鹿野川ダム操作規則25条は、河道内で河川を利用し、又は利用しようとしている者に対する警告を目的としており、下流域の河道外に居住する住民に対して直接周知する義務を規定したものではない。（22頁から抜粋）

＊弁護団の検討＊

河道とは、河川の流水が流れ下る部分で、通常は堤防又は河岸と河床で囲まれた部分を言います。国の主張では、河道の外にいる人には危険性を伝えなくてもいいことになります。ダム放流により、堤防を越えて住宅に被害を及ぼようとしているのに、川から堤防までの人だけに伝えればいいというのはめっちゃくちゃです。国土交通省は、「治水とは、洪水によっておこる災害から河川の周辺に住む人々や土地を守ることです。」と言っています。明らかに矛盾する国の主張です。

<国の主張その6>

野村ダム管理所長は、遅くとも平成30年7月7日午前4時30分頃には、西予市に対してホットラインにより異常洪水時防災操作を午前6時20分に開始する見込みを伝えていた。また、一般への周知も適切に行っていた（24頁から抜粋）

＊弁護団の検討

ダム事務所は、6時20分の異常洪水時防災操作開始時間を6時40分に変更して、5時50分には6時50分から開始すると西予市に伝えています。そして、何らの事前通知もなしに30分繰り上げて6時20分に異常洪水時防災操作をしたのです。嘘をついていると言えないでしょうか。放流量も、堤防を越えて二階の天井まで水が来ることも知らせていないで、一般への周知が適切とは言えません。

<国の主張その7>

現在の気象予測の精度では、当該予測時以降の雨量を客観的かつ正確に予測することは不可能であり、実際の雨量との間に大きな離れがあることも相当な頻度で起こり得る以上、現時点では、ダムの適正な管理を目的とする操作規則に、このような気象予測の現状を踏まえてもなお、気象予測を活用して柔軟にダムを操作することを可能とする定めを反映させることは困難といわざるを得ない。（21頁から抜粋）

＊弁護団の検討

大昔のことを言っているのでしょうか。雨雲レーダーで5・6時間後の雨雲の動きが分かります。現在の気象予報からは、ある程度までは雨量の予想ができます。気象予報に基づいて、災害防止の見地からは雨量を多めに予想して対策を立てる必要

があります。雨量を少なめに予想して、甘く考えていたダム事務所の任務怠慢を隠そうとしている時代錯誤の主張です。